

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

平成30年9月6日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

9月6日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第53号所管分の審査-----	2
質疑（松本暁彦委員、中川嘉彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第66号の審査-----	21
補足説明（消防長）	
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員、野口博委員）	
議案第61号の審査-----	25
補足説明（総務部長）	
質疑（香川良平委員、松本暁彦委員、中川嘉彦委員、野口博委員）	
採決-----	28
閉会の宣告-----	29

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成30年9月6日(木) 午前9時57分 開会  
午後0時 5分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	福住礼子	委員	野口 博
委員	中川嘉彦	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之  
政策推進課長 大西健一  
総務部長 井口久和 同部次長 橋本英樹  
同部参事兼固定資産税課長 中西利之 防災管財課長 川西浩司  
財政課長 谷内田修 市民税課長 船寺順治  
建設部長 土井正治 建築課長 寺田満夫  
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭  
消防本部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 香山叔彦

### 1. 審査案件(審査順)

議案第53号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分  
議案第66号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第61号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前9時57分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者からの挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

大きな地震に引き続いて、猛烈な台風に見舞われました。また、息をつく間もなくと言いますか、今度は北海道で大きな地震があったようでございまして、何か地球が荒れ狂っているというような言葉が当てはまるような気もいたしますが、そんな中、本日、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前9時58分 休憩)

(午前9時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、議案第53号につきまして、

質問をさせていただきます。

まず、補正予算全体の内容についてなのですが、歳入について市債が非常に多いという認識でございますけれども、その内容について、より詳細に概要を説明ください。

続きまして、21ページの消防費の摂津市第二分団屯所用地境界確定測量業務委託料についての詳細について、お聞かせください。

続きまして、被災住宅修繕支援金について、この内容及び7,000万円の根拠について、ご説明ください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、まず、今回の補正予算の市債について、ご説明申し上げます。

今回、市債につきましては、新たに補正予算を計上させていただきましたものが臨時財政対策債ということになっております。これにつきましては、交付税の原資不足に関しまして、地方全体で借金をして、地方交付税の不足分を補うという性質の起債になっております。これにつきましては、交付税算定の結果、今回、平成30年度、摂津市においては、ここで計上させていただいております2億2,178万1,000円の発行可能額が算出されたということで計上させていただいております。

あと、もう一つ、災害復旧事業債、これにつきましては、各教育施設等で国庫負担金を伴う復旧に今かかっていたいでございますけれども、これにつきましては起債が認められるものでして、今回、修繕料の追加の補正がございましたので、それに伴いまして、起債の発行可能額につきましても増額させていただいたものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、私のほうから摂津市第二分団屯所用地境界確定測量業務委託料について、ご説明申し上げます。

ことしの6月18日に発生いたしました大阪北部地震におきまして、摂津市第二分団屯所の建物の基礎部分やブロック部分に亀裂が多数入りまして、建築課が行います二次診断でも危険度判定がC判定と至った結果でございます。補修の施しようがないとの判定でございました。

また、屯所前の道路は通学路となっていることもありまして、放置すれば倒壊の危険性も高いというところから、解体が必要となったものでございます。

第二分団屯所につきましては、ブロック造の車庫で、附帯設備はトイレのみでございます。

今回、補正予算をお願いいたしますのは、現在、車両を市役所立体駐車場に仮配備しておりますが、建替えを検討する上で、神安土地改良区の水路敷に隣接いたしております現在の場所で建築が可能なものかどうか、また、新たな建物を建築するとなれば、土地の現況及び境界を確定する必要があります。そういう理由で測量委託を行うものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 それでは、被災住宅修繕支援金制度について、概要を私のほうからご説明いたします。

まず、この支援金でございますが、さきの大阪北部地震で被災されました方に対しまして支給するものなのですけれども、対象者といたしましては、自己所有する住

宅に自分で住んでいること、これがまず大前提でございます。その住宅に震災によって被害を受けて、それを修繕する、その修繕費が30万円を超えた場合、その2分の1までを市が支給しますよという制度でございます。

ただ、上限額がございまして、一般世帯の方は10万円、それから非課税、障害者、ひとり親家庭等の方は上限額20万円という設定をしております。ただ、この修繕の中に屋根を含める場合は、プラス5万円上限額を引き上げるということしております。

また、これは見舞金と違ひまして、修繕の費用負担を軽減するという趣旨でございますので、一定所得制限を設けております。所得制限は、世帯の総所得金額が430万円未満というところで線を引いております。

受付は10月から開始いたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、被災住宅修繕支援金の予算の計上の積算について、私のほうからご説明申し上げます。

今回、この新規の制度につきましては、400件の申請があると想定しております。これにつきましては、罹災証明の家屋調査の損耗割合等も参考にしながら、この400件を想定したものでございます。

また、そのうち非課税世帯等につきましては160件、その他の一般世帯については240件という見込みを立てております。

また、今回、屋根の修繕をされる場合については、5万円の上限額を加算という制度を想定しておりますので、こういった屋根の修繕については、400件のうち7割

程度あるのではないかと想定いたしましたし、今回の7,000万円を計上させていただいたものです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、引き続き質問させていただきます。

まず、補正予算全体の件につきましては、今回、一連の災害が起きまして、その対策等でいろいろと検討されているということを理解しております。その中で国等の制度を積極的に活用して、財源を柔軟に対応していただきたいと思っております。これにつきましては、もう要望で終わります。

続きまして、2番目、分団屯所用地の件ですけれども、現在、車両については、そこに置けないということで市役所のほうに置いているということですが、消防車の位置についてというのは、第二分団はそもそも地域的には味生地域という認識ですけれども、市役所に置いていることが果たして適切なのか、それについて、お聞かせください。

そして、3番目の被災住宅修繕支援金についてですけれども、内容につきましては理解いたしました。

そこで、今回の台風の件で屋根瓦が飛ぶなどの非常に被害が大きいという認識であります。そのような中で、地震が起きて屋根瓦が浮いたりとか、ずれて、その結果として今回の台風の暴風で飛んでいったというような話も市民の方から聞かせていただいております。二次的な災害の要素もあると思うのですけれども、これについて市としてどうお考えか、お答えください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、車両を市役所に格納しているのが適正であるかどうかの質問にお答えいたします。

危険度判定におきましてC判定を受けて、直ちに車庫の使用を禁止するとともに、一時的に味生出張所に格納いたしました。出張所の車庫内は2台以上の駐車ができるスペースがなく格納ができないため、外に駐車しておりました。雨風にさらされる環境となっておりましたので、市役所駐車場に変更したものでございます。

現在は、市役所駐車場に格納しておりますが、市役所まで距離があり、団員の皆様にはご不便をおかけしております。消防本部といたしましても、適切ではないという認識をいたしておりますが、なかなか場所を見つけることができず、第二分団の団員の皆様にご理解いただきまして、市役所で格納しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 それでは、被災住宅修繕支援金のことから今回の台風の件について、どう市は考えておるのかというご質問にお答えしたいと思います。

被災住宅修繕支援金がやっと決まりました。補正予算を可決いただけましたら、10月から速やかに申請を受け付けて、皆さんに支援をさせていただくところでございますが、今回の台風につきましては、二次的な被害もあろうかと思っておりますけれども、まずは見舞金と支援金について、速やかに軌道に乗せたいと思っております。この台風についての被害につきましては、大阪北部地震のものとなかなか区別しづらいところもあるかと思うのですけれども、国が行う支援、また府が行う支援について、今回、手が届かないところを見舞金、

支援金として実施させていただいたところでございます。今回については、国からの支援もまだ決まっておりませんし、府の支援も何も連絡がございません。ですから、市単費となろうかと思うのですけれども、その際には摂津市災害見舞金の支給に関する条例がございます。これを使用するというので、今考えております。そのほかの負担については、今のところ検討はいたしておりません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

3回目の質問をさせていただきます。

まず、消防分団屯所の件ですけれども、消防としても現在の位置というのが不適切であるという認識というのは理解いたしました。

これにつきましては、やはり地域の特性というのもあると思いますので、速やかに検討していただきたいと思います。これは非常に緊急性の高いものと私は認識をしております。

特に味生出張所で屋根がないところで置けないというところもあるのですけれども、味生出張所で仮のものを建てるとか等々も検討していただければと思います。

この質問については以上です。

続きまして、被災住宅修繕支援金についてのところですが、これで私が思うところは、今回の被災住宅修繕支援金の制度のところでは罹災証明書が必要ないということだと思えるのですけれども、台風と地震との要望をどのようなところで市として見分けをつけるというのか、私はなかなか、これがちょっと難しいのかなという認識がございます。それについては、いかががお考えでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 井口部長。

○井口総務部長 罹災証明にかかわる件でございます。

現在、地震の分についての罹災証明は、新館4階の総合窓口でさせていただいているところでございますが、台風の件につきましても、罹災証明は市の業務として行わなければいけませんので、引き続き、この新館4階でさせていただこうと考えております。

ただ、内容につきまして、家屋調査の方法も変わってまいります。特に風水害の診断につきましては、地震とは違いますので、診断の仕方も変わってまいりますので聞き取りの方法も変わってまいります。ですから、最初にお越しになったときに地震の被害ですか、それとも台風の被害ですかというような区別をもって申請を分けたいと考えております。ただ、窓口は一つでございます。

その中で先ほどの災害見舞金、また被災住宅修繕支援金につきましては、基本的には罹災証明を求めておりませんので、被災の内容がわかる写真、また修繕の前後の写真等で判定をしていくということでございますので、罹災証明の窓口については縮小していくと思いますが、今回の台風の件でも、保険会社によっては必要なのところもあるかと思うのですけれども、聞き及ぶ範囲では必要なく保険請求できるようです。ただ、火災保険の中で特約が入っていないと、この台風の被害によるものは保険金が出ないかもわかりませんが、そこは保険会社に確認をとっていただきたいと思っております。

ただ、先ほど申しました市の災害見舞金の規定で申しますと、半壊・全壊が対象でございますので、その判定でどうしても、

これは半壊ではないかという形で罹災証明の申請も来られるかと思いますので、それはしっかりと受けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

台風につきましては、おとといの件でございますので、なかなかそれに対応する制度あるいは対応策というのが、正直なところ、恐らくまだこれから検討されるということと認識しております。これから被災住宅修繕支援金を支給していくというところで、私はちょっと混乱するのかなというところも懸念しています。そういうところに対して、しっかりと市として対応していただければと思います。これにつきましては要望で終わります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

それでは、1点だけ質問させていただきます。

今、お話もありました災害対策費7,000万円の根拠なのですが、これは大阪北部地震に対しての被災住宅修繕支援金ということで、今、対象は自己所有で所有者が住んでいるとか、何かそういう対象の絞り込みのまず根拠と、非課税世帯等で20万円、それ以外の一般世帯で10万円、屋根の修繕を含める場合はプラス5万円、この金額の妥当性を教えていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、議員がご質問の制度の絞り込みなのですが、まず

大前提として我々が考えましたのは、自己所有される自宅、つまり自分で住んでいる、持ち主であるというところをまず大前提と考えました。この段階で省きましたのは、例えば、利益物件になるような賃貸マンションのオーナーから、うちの賃貸マンションが修繕でという話は、これはもう利益物件であるからもう除きましょうというところをまず線引きいたしました。

続きまして、430万円という所得制限、これも皆さんに所得制限なしにということ、いろいろ議論の中で結果的には考えませんでした、経済的な支援ですので、収入が多い方は、そこまでする必要はなかなかないかなと。経済的にこの修繕金額がちょっとしんどいなという方に対しての支援であるというところ、このあたりで所得制限も加味して、つくらせていただきました。

対象は以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは、被災住宅修繕支援金の上限の考え方について、お答え申し上げます。

今回のこの制度につきましては、国、それから府も含めた既存の支援策の対象とならない方、これらの方に対して支援を実施するという基本的な考え方がございます。そのため、そういった既存支援策とのバランスをまずは考慮しないといけないと考えたものでございます。

今回のこの制度と同様の趣旨でございます災害救助法の半壊の住宅応急修繕、この給付の上限額が58万4,000円となっております。これを踏まえまして、今回、一部損壊相当の修繕を対象とするということで、58万4,000円の約半分というところで最大の上限額25万円を設定

させていただいたものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

対象者のいろいろな条件、これが本当によく言われる生活弱者の方に当てはまっているのかなど。当然お金は有限ですので、幾らでもいろいろな方々に支給する、それはお金がいっぱいあればできることでしようけれども、本当に経済的にしんどい方にお金が行くようになればいいなど。これでは、本当にそうなるのかなという疑問があったので、今、質問させていただきました。

あと、お金の支給の金額なのですからけれども、これは国の制度か何かがあって、この基準によって10万円、20万円というこの金額が決まっているのか、ちょっと読み取れなかったのですけれども、他市に比べてどうなのか。逆に摂津市独自で、この部分に対しては市長の熱い思いでお金をつけて、被災者を救済するのだと。この金額について、教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、この金額のところの他市との比較というところですが、今回の被災住宅の修繕に関する支援としては、この近隣では茨木市、高槻市、吹田市、箕面市等で実施されておられます。

今回、摂津市では、非課税世帯等が20万円、その他の世帯では10万円という上限額を設けさせていただいておりますけれども、茨木市では、同様に非課税世帯等で20万円、それから、その他世帯で10万円ということで、ほぼ本市と同じ形になっております。

それ以外の高槻市では、30万円以上50万円未満の修繕をされた場合は3万円、50万円以上の修繕をされた場合は5万円という金額の設定をされておられます。

吹田市でも、同様の金額の設定、箕面市でも、同様の金額の設定ということになっております。

あと、本市独自の部分といたしましては、屋根の修繕をされた場合の上限額加算、これにつきましては、ほかの市では実施されておられない部分で、本市独自の部分であると考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

他市と同様だからいいという考え方もあるかもしれませんが、やっぱり摂津市としては、しっかりと被災者のほうに目を向けて、生活弱者の救済に当たっていただきたいと思います。

この間の台風で被害に遭われ、屋根が飛んだとかもありますので、また、それへの対策が出てくるとは思います。そのときにも、このことを生かして、しっかりと市民の方に目を向けていただきたいことを要望して終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、大体3点にわたって質問したいと思います。

一つは、今回、債務負担行為で市営住宅の指定管理事業を平成31年度からの5年間で実施していくための費用が出ている問題。

もう一つは、間もなく今年度に入りまして今月で半年が過ぎますけれども、この間の地震や豪雨、台風ということで、とりあ

えず地震と台風の二つの災害被害についての絡みの予算も含めて、お聞きしたいと思います。

もう一つは、7,000万円の被災住宅修繕支援金についてということで、3点質問したいと思います。

まず、市営住宅の問題であります。

この5年間、日本住宅管理株式会社が指定管理者として管理運営がなされてきました。地方自治体での公的業務について、いろいろな分野で指定管理者制度を導入しており、その中の一環として、こうした公共施設の管理についても指定管理ができるということで、5年前から取り組んできました。

当初、この指定管理について、いろいろな目標が出されてきました。例えば、市民サービス向上だとか、経費の削減だとか、直営となると費用面がかかるなど細かい問題も含めて、いろいろな指定管理に対するメリットという点も紹介しながら取り組んできたと思いますけれども、この5年間の評価について、まず大まかにお答えいただきたいと思います。

もう一つは、この問題の中で、5年前の指定管理の見直しのときに、いろいろ検討がなされました。その中で働く皆さんの労働条件もきちんと市としても関与していく、確認するということが、協定書を結ぶ場合に、労働関係法令等の遵守ということがうたわれています。いろいろと働く環境については、国の動きも含めて、いろいろな関心事になっておりました。今年度は10月1日から最低賃金は大阪府では936円になりますけれども、摂津市として労働条件に対してどのように関与しているのか、確認しているのか、その点も細かい問題の一つとして、お答えいただきたい。

あわせて、幾つかの指定管理を受けた事業所では、地元市民の方々を雇用しているということがありますけれども、この市営住宅の中ではどうなのかということも三つ目としてお答えいただきたい。

もう一つは、市営住宅は現在210戸あります。事務報告書を見てみますと、鳥飼八町団地で政策空家が3戸、そして一津屋第1団地で2戸、これが今回いただいた平成29年度の事務報告書では空き家になっていますけれども、政策空家の活用条件も含めて、この空き家の問題についてどうかかわってきたのかということと、市営住宅全体の今後の計画、特に鳥飼八町団地の、これまで議論してきていますけれども、どのように今度、改修計画、建てかえ計画を立てようとしているのか、そういう問題についてお聞かせいただきたい。

次は、財政問題等々です。

今回、お話にありましたように、摂津市が普通交付税をもらう交付団体になるということで、普通交付税と臨時財政対策債を組むことを中心とした補正予算が一つは組まれています。それで、改めて、今回の補正時点での基金の状況について確認しつつ、今年度末のいわゆる残高状況、財政運営について、少しお考えをお聞きしたいと思います。

今回の補正予算では、歳入で当初、財政調整基金を組んだ中で、3億7,000万円ほど削減しました。そして、歳出で1億円ほどの積み立てを行いました。そこに当初予算の40万円を加えますと、約4億8,000万円ほどの財政調整基金の取り崩し額が少なくなっております。その関係で今回の決算の数字を見てみますと、財政調整基金と公共施設と減債基金で平成29年度当初は27億円の基金の取り崩しを

計画しましたけれども、結果、21億円を戻すということで、27億円取り崩す予定が6億5,500万円しか取り崩さなかったということでありました。今回、今申し上げた4億8,000万円ほど財政調整基金だけで今の途中経過は削減しておりますけれども、今のこうした残高状況を見て、平成30年度末にどのくらいの基金残高について見込みを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、地方交付税について、普通交付税を8,876万6,000円計上されています。決算の資料を見ますと、基準財政需要額と収入額の関係でありますけれども、基本的な質問になって申しわけないのですが、一般的には、この速報値で示されている1億273万円が不足額となります。ご承知のとおり、交付税は国が示した行政規模の中で標準的な市民サービスを提供できるように必要な限度、財政的な規模を示していますけれども、これに対して1億円ほど足りないということになります。素直に考えれば、1億273万円だから1億円ほどが普通交付税として入ってくると考えますが、それが今回8,876万6,000円になっていますので、その辺の差についての考え方について、お答えいただきたいと思います。

財政関係は以上です。

それと、7,000万円の問題であります。

質問に入る前に、今回の台風でいろいろな対応で職員も大変だと思うのですが、日本共産党議員団では、いろいろその都度、担当のほうがお電話させていただいて、いろいろな質問をしながら現場の対応を進めているわけでありまして。その中でいろいろな言葉遣いとか、難しいことも発

しておりますので、その点をきちっと、この間の大阪北部地震だとか西日本豪雨とか、いろいろと経験されてきていますので、改めて議員に対する接し方とか、市民に対する接し方とか、そういう問題についてはきちっと検証していただいて、公務員としていろいろな思いはあるかもわかりませんが、まず言葉遣いはきちんと対応していただきたいということは、この場で申し上げておきたいと思います。

その上で、今回、遅まきながら、お話のあった被災住宅そのものに対する支援を実施するということになりました。質問に対するお答えの中で茨木市の例が出されたので、茨木市と同等の被災住宅に対する支援を実施しようとしているわけでありまして。

それで、当初は、いつも議論していますが、こういう私有財産に対する税金投入に対して、いろいろ疑問が出たと思います。当初の政策を決める議論の中で、遅まきながら被災住宅修繕支援金の実施を決定するに至った中での税金投入に対する私有財産との関係で、どういう議論結果になったのかということの一つ前提として、お聞かせいただきたいと思います。

それと、関連してになりますけれども、今回の台風問題であります。

部長のほうからお話もありますが、風水害は当然違いますけれども、今回、ある意味では大阪北部地震と比較しても同等ないし、それ以上の被害も発生しておりますので、専決処分された災害見舞金、そしてブロック塀の問題、今回の被災住宅修繕支援金などはすぐに適用していただいて対応すると。そういう問題について今の時点でどうなのかということをお聞かせください。

あわせて、7,000万円の細かい内訳はご説明いただいたのでわかりますけれども、いろいろな市が決めた問題について、今回の北部地震の最大の課題の一つは、いかにそのことを市民に伝えていくかという問題であります。

被災ごみに対する対応について、リサイクルプラザが受け付けるということがわかりました。大阪北部地震のときは、自治会の回覧を回されました。そういうインターネットを見ない方々、しかし実際に被災を受けて何とかしてほしいと思っている方々に対する施策の伝え方について、やっぱりきちっとどう伝えていくのかということも考えていただいて、今回、補正予算で被災住宅修繕支援金がありますけれども、それについてもより丁寧な説明、わかりやすい対応をしていただきたいと思いますけれども、その点、今時点でどうなのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、個人的な問題で申しわけないのですが、今回の被災住宅修繕支援金の対象について、個人所有者に対してということで賃貸マンションが入っていないとあります。

私は、分譲マンションに今住んでいます。築45年たちます。当初、8月末に開催されたマンションの臨時総会で、大阪北部地震で傷みましたので、ブロック塀70メートルを750万円で改修する決定をいただいて、10月に改修をと思っていましたけれども、今回の台風によってブロック塀が壊れました。そういう分譲マンションに対する、いろいろな具体的な問題でありますけれども、そこは共有で財産を所有しておりますけれども、そういう集合分譲住宅に対する検討といいますか、個人的な問題

で申しわけないのですけれども、そういう問題に対しての今時点の考え方についても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員、質問はいいのだけれども、余りにもこの補正に逸脱した内容の質問はあるし、現時点で答えられないこともたくさんあると思います。台風のことなんか、そういう議論をまだなされていないわけだから、その辺のことはしっかりと、ベテラン議員に対して非常に失礼なのですが、ベテランゆえにあえて言わせていただきますけど、その辺のことをきちっと精査しながら質問をお願いしたいと思いますし、それから、理事者側も補正に関することのご答弁で結構です。台風のことはまだこれから練らないといけなわけですから、その辺のことに限って、ご答弁してください。

川西課長。

○川西防災管財課長 では、市営住宅に関しますご質問が何点かございました、お答えいたします。

まず、おおむね5年間、今までの評価はということでしたけれども、各指定管理制度の施設は、S・A・B・C・Dの5段階評価が入っているうち、市営住宅のところは上から二つ目のA評価を頂戴しております。

所管課といたしましても、指定管理を入れることによりまして、市営住宅は、例えば24時間365日の苦情であったり、トラブル受付というのができました。このあたりは、なかなか直営では難しかった点でございます。そういうことで、5年間の評価といたしましては、指定管理の中でもうまくいっているという評価を所管課としてはしております。

それと、指定管理者の中で働く者の仕組みが法的にどうなのかというところでございます。

まず、労働条件は、二つ縛りをかけております。一つは、指定管理と摂津市とを結びます協定書、この中でしっかりと労働条件等、法令遵守というのをうたっております。

また、毎年の指定管理ごとの年度評価、先ほどのS・A・B・C・D、その中の項目にも法令遵守という点を定めておりまして、毎年確認をしております。

それと、市営住宅を運営する中で地元への仕事をというところですが、市営住宅は日本住宅管理株式会社が、今、指定管理者ですが、例えばエレベーターの点検であったり、樹木の消毒であったり、そのあたりを専門的なところを管理運営していますが、専門性が強いがゆえに、なかなか摂津市内の業者にできない部分もございまして。ただ、樹木の剪定等、これはできるというところは市内の業者を積極的に使っていただけるように、これは絶えず働きかけております。

それと、政策空家でございまして。

政策空家は、鳥飼八町団地のほうに3戸、用意しております。活用なのでございますが、我々のルールとしましては、火災で緊急に住宅が要る場合は、一時的に使用していただくということになっておりますが、ここ数年、市営住宅の政策空家を活用するような事態には、結果的には1件も至っておりません。

それと、市営住宅全体の今後の方向性、特に鳥飼八町団地も含めた市営住宅という方向性なのでございますが、我々は、平成31年度から5年間は指定管理する中で、例えば、もう今、具体的に鳥飼八町団地を

どうこうというところまでの議論は正直できておりません。これは、市の施設はどこでもFMに絡めて将来の計画を練っていかうという状態でございます。基本スタイルは、使えるものは何とか使っていきたいということでございまして。鳥飼八町団地は、この5年間でどうこう見直さなければならぬというところには、まだ今のところ至っていないのではないかと感じております。

以上、市営住宅のご説明でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは、基金と交付税に関するご質問にお答えいたします。

まず、基金についてでございますが、今回の一般会計補正予算（第3号）でいいますと、主要3基金の取り崩し額につきましては、19億8,870万8,000円ということになっておりまして、予算上、平成30年度末の現在高といたしましては、主要3基金の合計額では、119億4,111万3,780円となっております。平成29年度の第3回定例会後の主要3基金の取り崩し額が26億円ほどであったことを考えまして、取り崩し額を比較いたしますと、昨年度より7億円弱減少しているという形になっております。昨年度、最終的に6億5,500万円の取り崩しを実行させていただきましたので、この点だけを見ますと、今年度の取り崩しがゼロになるのかなと思いますけれども、やはり昨年度後半、市税収入がふえたことも踏まえまして、今年度も取り崩しについては、ある程度出てくる可能性もあるのかなと思っております。これまでも各課いろいろと努力をいただいておりますけれども、引き続き経費節減、効率的な歳出予算の執

行に努めていただきたいと。それによって、なるべく主要基金からの取り崩しについてはないようにしていきたいと考えております。

それから、交付税の件ですけれども、交付税につきましては、まず基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ算定いたしまして、その結果、基準財政需要額が基準財政収入額を上回っている場合、交付税として交付されるものですが、一応交付税につきましても、地方全体の予算総額がありまして、最終的に交付される額といたしましては、予算にあわせてつけるために調整率というものを掛けて、最終的に交付額が決定されるという形になっております。この調整率については、基準財政需要額に全国一律の率を掛けまして、その乗じた後の金額を交付基準額から差し引いて最終的に普通交付税になるということで、議員がおっしゃっていただいています交付基準と今回の交付税の決定額の差異については、調整によって減じられたものという形になっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは、答弁が長くなりますが、申しわけございません。

先ほど野口委員の中から、議員あるいは市民に対する接し方について、いろいろ失礼なことがあったと思います。この場をおかりして、おわび申し上げたいと思います。

専決処分として、見舞金と、それからブロック塀の補助の分をさせていただきました。見舞金は当然1万円ということで、それぞれ慰め、あるいはいたわりの気持ちをもって見舞金を出させていただくことになりました。それから、ブロック塀につきましては、やはり交通の安全を確保する

ために道路に面しているブロック塀、あるいは公園に面しているブロック塀、これの除去についての、一応、助成金を要は決めたとところでございます。

今回、被災住宅修繕支援金でございますが、これは大阪北部地震による一部損壊を含む家屋被害を想定したものでございます。ご承知のように大阪北部地震は、12市1町に災害救助法が適用されまして、本市もこれに含まれております。北摂各都市を中心に多大な被害をもたらし、今も各地で傷跡を残しております。

記憶するところでは、何十年も摂津市域では災害救助法の適用はなされておらず、そのようなことから被災住宅修繕支援金を限定的に実施しようとするものでございます。

この被災住宅修繕支援金については、いろいろご意見もあろうかと思いますが、ここで私的財産の公費支援について先ほど質問がございましたけれども、基本的な考え方について押さえておきたいと思っております。

日本は、世界でも有数の災害大国であります。これまで数多くの地震や火山災害、水害等に悩まされてまいりました。

平成7年の阪神・淡路大震災当時は、災害後の社会インフラの復旧は、公共部門が果たすべき役割から多額な復興経費がインフラ整備に費やされてまいりました。当時は、自然災害による損失は、被災者みずからの責任で対処すべきであり、私有財産、自己責任の原則のもとでは、被災者の補償に応じない立場を政府はとっておりました。個人への支援は、災害救助法に基づく被災者の現物給付、例えば避難所、仮設住宅の設置、それから飲食料の供与が支援体制の中心でございました。

過去の政府見解を見てみますと、内閣府の被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会報告書がございます。それを見ますと、阪神・淡路大震災の教訓として、「住宅は単体として個人資産ではあるが、阪神・淡路大震災のように大量な住宅が広域にわたって倒壊した場合には、地域社会の復興と深く結びついているため、地域にとっては、ある種の公共性を有しているものと考えられる。実際、被災者の住宅や生活が速やかに行われれば、地域の経済活動が活性化し、その復興を促進することとなる」と指摘されております。

また、鳥取県の西部地震でも、鳥取県の支援策がございます。そのときには、滅失財産の補填ではなく、地域を守るための住宅再建の後押しというような知事答弁もがございます。

私的財産の損失補償に公費支援を求める声が多々ありますが、国においては、税金などの公費は本来、公共財産に使われるものであり、被災者生活再建支援法では、公費を使って支援しなければならない範囲といたしまして、住宅全壊、大規模半壊及び住宅の取り壊しの必要な半壊世帯に対象が絞られ、その支援額も限定されておりました。被災以前の状態に完全復興させる補償とはなっておりません。特に、一部損壊住宅については除外されております。支援といっても、その支援は限定されておりました。被災以前の状態に完全復興させることを補償するものではない、自助努力が必要なことは言うまでもございません。

地震災害のリスクに対して個人のレベルでは、地震保険の購入がございます。災害による資産喪失のリスクをある程度ヘッジすることは可能であります。

地域レベルでは、都市計画、耐震住宅の

奨励などの防災対策が被害を最小化する上で有効であります。

無論、自助努力だけでは防止できる災害、損失には限界がございます。国、自治体による災害時の救済対策が不可欠なことは言うまでもありませんが、事前的自助努力を通じて、個人、地域のこうむる被害を最小化することは可能であります。

大規模な自然災害が起きたとき、公的機関が全ての被災を十分に救済することは、財政的に不可能でございます。

我が国の地震保険は昭和39年の新潟地震を契機に誕生いたしました。これは、官民が共同で運営をしております。この地震保険には、保険料所得控除制度がございます。所得税では最高5万円、地方税では最高2万5,000円、総所得金額から控除されます。

本市の平成30年度課税状況調べを見ますと、地震保険料控除件数は8,457人となっております。これを市内の総住宅数で割りますと、22.8%となります。約2割強の加入率と思われます。大阪府の平均では、地震保険の加入率は約3割強と言われております。まだまだ本市については、加入状況は低位でございます。

被災住宅修繕支援金制定の背景にも、こういう事情がございます。

次に、火災保険ですが、住宅ローンを組む際に、万一、火事で自宅が燃えてしまっただけでローンが残ってしまう事態を避けるため、建物に関しては火災保険に加入することが一般的でございます。火災保険には補償範囲がありますが、火災だけではなく、火災や風災、雪災など自然災害も補償対象となります。洪水や土砂崩れ、台風や竜巻などによって損害をこうむった場合も補償してくれます。火災保険加入者の中で、

これら自然災害対象となる保険加入者は、そのうち9割と言われております。

毎年、日本は、台風被害が発生しております。今まで台風被害の住宅修繕に対して、支援は行ってきませんでしたし、今後、30年の間に発生する確率が70～80%と言われて南海トラフ地震がもし発生すれば、社会インフラ復興経費に天文学的な財政負担を強いられることになります。

私有財産自己責任の原則のもとで、制度の持続可能性の問題等を考え合わせますと、今後も、自助努力でリスクの軽減を図っていただきたいと思っております。原則的には、やはり私有財産は自己責任であろうかと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 野口委員がおっしゃっていただいております、いかに市民に制度内容を上手に伝えるかという趣旨のご質問であったかと思うのですが、簡便な方法としましては、やはりインターネット、つまりホームページを見ていただく手法が行政としては一番使いやすい手法になりつつあるのは事実でございます。

ただ、市の広報誌、あと自治会内の回覧であったりだとか、広報板、そういったものも使うということで周知という部分については高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしたら、2回目、市営住宅の指定管理についてです。

評価のランク上、すぐれているSランクの次のAランクだということで良好であると。5年間評価についてはうまくいっているということでした。

以前、いろいろな議論の場で、夜間などの緊急対応について、これまでなかなかしんどかったけれども、指定管理をしたらすぐに対応できるのだという話もされていたと思うのですけれども、そういう従前の状態と比べて、この5年間の中で、そういう市民のさまざまな要望に対して、具体的にどんなことに応えてきたのかということを紹介していただきたいと。

それと、債務負担行為と実際の決算額との関係で、今回新たに5年間の数字が示されていますけれども、経費削減とおっしゃっていたものが結果どのようになろうとしているのか。債務負担行為で組んだ金額と実際5年間の決算状況について、今年度は見込みになると思えますけれども、その点の予算的な関係はどうなりますか。

それと、法令遵守についてであります。

昨年度の方はまだ出てきませんので、一昨年の分の評価シートを見させていただきます。ここで、法令・協定書等の遵守ということで評価3です。市も3ということで、これは5に対する3なのか、3に対する3なのか、ちょっとわかりませんが、5に対する3であれば60%で、先ほど協定書を受けて、いろいろ指摘もさせていただいている民間の働く皆さん、少なくとも少しでも関与してほしいという立場で申し上げてきましたけれども、この3という評価と、先ほど申し上げた法令遵守の問題についての答弁との関係性、きちんと協定書を受けて、働く皆さんの労働条件について、きちんと抽出をしているのかということについてわかりませんので、もう一回お願いしたいと。

あとは、わかりました。

財政問題であります。

平成30年度一般会計補正予算(第3号)

ということで、その段階で今年度末見込み約119億円の主要3基金で、残高はそうだという話であります。

平成29年度の状況を見ますと、今年度についてもある程度の基金を取り崩す見込みだけれども、これから半年間あります。毎年のいろいろな経験もありますし、しかし年々状況は変わってきていますので、簡単には比較はできませんけれども、平成28年度決算から平成29年度決算に対しては、143億円から138億円、5億円だけ減ったのですね。これは、中期財政見直しから見ても、そうはならなかったわけでありまして、そういう基金を温存して、市債を元金返済と新たな発行との関係で、考えながらやっていくという立場で、財政運営を基本にやっておりますけれども、そういうことも鑑みながら、約119億円というこの基金に対して、今後不用額も出ますので、改めて、どのぐらい現時点で、この約119億円と今見ている金額に対しての考え方ですね、ちょっとお示しをいただければと思います。

普通交付税の金額はわかりました。

被災住宅修繕支援金についてであります。

副市長のほうから、いろいろ国の考え方、歴史的なことも含めて、答弁がありました。今回、いろいろ実施時期がおそかったですけども、とりあえず、そういう慎重に検討した中で、市としても、プラスアルファで被災住宅修繕支援金を創設しようとしているという点については、一応わかりました。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、いろいろ地震の問題から台風、豪雨の問題も含めて、受ける側の立場に立って、今の広報活動については、インターネット、ホ

ームページ、そういうことをきちんと見ない方もいらっしゃるわけで、そういう点では、いろいろ検討されて、やっぱりきちっとお知らせしていくというところが、今回の三つ目の公的支援を取り組もうとしておりますけれども、改めて、それについて、きちっと取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、市営住宅に関するご質問にお答えいたします。

まず、市営住宅に指定管理を導入して住まれている方が具体的に何かこうよくなりましたよという部分を幾つかということなんですけれども、例えば直営のときには難しかったことで、指定管理になってよくなったこと、やっぱり365日の受け付け、苦情処理対応というのは非常に大きいです。これは現実的に非常に大きい話で、例えば午後10時や午後11時に市営住宅の水が漏れたので何とかしてほしいなどというときに、どうしても高齢者の方が多いので、自分で水道業者に電話するんじゃなくて、市営住宅のコールセンターにかける。市営住宅のコールセンターは、規模の大きな会社ですので、自分のところで修繕部隊をもっています。民間に発注するよりも、自分で早いと判断した場合は、すぐにかかけつけます。そういう形で、すぐに修繕をしていただける。あと、我々直営のときは、どうしてもジョブローテーションもございまして、人の異動もございまして、5年間しっかり腰を据えて、日本住宅管理株式会社へ受け持ってもらうことで、決まった方、3人従業員がおられるんですけども、順番にもう毎日のように市営住宅のほう尋ねられて、修繕箇所を探したり、予防

修繕という形で施設を見て回って、早目早目の修繕もしていただいています。

その中で、住民の方とも完全に顔の見える関係を築かれていまして、住民の方もいろいろ信頼されていて、いろいろ相談されたり、例えば、うちのドアが重いんやけど、もうちょっと調整してもらわれへんかなって、そういう細かいところも、かなりきめ細やかに対応していただいております。

それとあと、経費削減というところなんですけれども、ちょっとわかりやすいところで、大体、債務負担行為を組んでいますけれども、2年目以降、今の時点で、大体年間1,900万円ほどの予算なんです。今のところ決算額が大体1,500万円ぐらいのところを推移しています。債務負担行為の額以上に、かなり業者選定するときに、金額というところも審査の基準になっていますので、かなり安く民間の方が競争していただくことで、経費削減は図れることになっております。

5年前の債務負担行為額、平成25年からは1億300万円でしたけれども、今回の債務負担行為額は8,485万円ということで、大分経費削減であったり、我々も大体これぐらいの費用でいけるのではないかなというのが、大体見きわめが正確に進んでおる結果、今回の債務負担行為の要求額は、5年前に比べて随分ダウンさせることができたと考えています。

最後に、法令遵守なんですけれども、委員がご指摘の3点というところは、3点満点でございまして、項目によって5点満点の項目とか10点満点の項目がございまして、この法令遵守のところは3点満点でございまして、満点がついております。

以上です。よろしく申し上げます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうから、基金に関するご質問について、お答えいたします。

先ほど委員からもお話ありましたように、単純に、去年とことしを比べてというところが難しいところがございます。今回の地震の対応とか、そういった今年度独特の要因等もございますので、そういったところ、年度のほぼ半年に差し掛かったところで、歳出予算の執行状況等も踏まえながら、今年度、また10月ぐらいに中期財政見通しをつくっていきたいと思っておりますけれども、希望的観測といえますか、やはり財政を預かるものとしては、昨年度の取り崩し額から大きく取り崩し額がふえるといったことにならないように、各担当課、執行努力いただきたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の市営住宅の問題については、評価シートの見方についてはわかりました。

これから5年間、新たに指定管理を導入しようということで、これから作業始まっていくこととなりますけれども、経費の問題でも、5年前の、この5年間に対する約1億300万円から、今回、今後5年間に対して約8,400万円ということで、約2,000万円の差ができていますので、そういう点は、いろいろご苦労もあったと思いますけれども、改めて、この市民サービスの問題についても、今後5年間のこの指定管理が始まるということで、過去5年間の総括もしていただいて、ちゃんと対応できるように、改善できるように努力していただきたいということを申し上げておきます。

もう1点は、働く皆さんの問題とかかわ

り方であります。

なかなか詳しいところまではかかわれないと思いますが、いわゆる法令遵守は、いろいろあるわけですが、この間、国内では、長時間労働で過労自殺されるなど、そのような問題が毎年起きています。そういう中で、よもや、摂津市のそういうかかわりの中で、そういう問題発生は大変なことになりますので、最低賃金の問題のところに、ちょっと踏み込んだ形ができれば、ちゃんと見守っていただきたいと思うんですよ。単純に法令遵守じゃなくて、もうちょっと突っ込んでいただいて、確認もし、何かあれば指摘をして、改善をするというかわり方を、ぜひやっていただきたいということでお願いしておきます。

財政問題で少しわからなかったんですが、平成29年度は、いわゆる27億円取り崩す予定が、20億円戻したわけですよ。今回のこういう災害も含めて、条件が違いますので、見込みは難しいと思いますが、現段階の約119億円の見込みに対して、今回のいろんな条件の違いを含めて、不用額も当然十数億円出てくると思いますので、大体、担当として、どのくらい見ているのかというところをちょっと踏み込んでいただいて、ご答弁いただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 そうしましたら、具体的な数字というところがございますけれども、昨年度の状況を当てはめると、先ほども申し上げましたとおり、昨年現時点での主要3基金の取り崩し額が、約26億円ほどとなっておったかと思います。それが、最終的に取り崩しを実行させていただいた額が6億5,500万円ということ

で、取り崩し額が20億円ほど減ったということになっております。

これを単純に当てはめると、今年度、現時点での主要3基金の取り崩し額が19億8,870万8,000円となっておりますので、取り崩し額がゼロという形になってこようかなと思います。

それを踏まえると、平成30年度末の現在高といたしましては、単純計算ではありませんけれども、140億円弱ぐらいになってこようかなと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、今年度と昨年度との違い、税収等の動向等もございますので、最終的な見込みとしては、これぐらいになってほしいなと思いますけれども、そのあたりにつきましては、また、詳細に確認をして、中期財政見通し等でお示ししていきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにありますか。

三好委員。

○三好義治委員 そしたら、質問につきましては、債務負担行為について質問させていただきたいと思いますが、この債務負担行為については、指定管理事業でございますけれども、公募をする時期まで含めての、まずはスケジュールを教えてくださいなと思います。

その中で、先ほど野口委員と川西課長の質問のやりとりを聞いている中で、今回は、債務負担行為が4項目挙がっているんですけども、まず、確かに市営住宅指定管理事業は、我々、総務建設常任委員会の所管内容であって、細かく質問もできるんですが、確かに、これにつきましては、平成26年度から平成30年度で約1億300万円、確かに、今回債務負担行為を組んでいる部分では、経費節減が図れてきている

と。ただ、これにつきましては、一津屋第1団地が大規模改修がされて、ポンプ室もなくなって、点検箇所も大分減ってきているんですよ。こういう要因もあるんですよ。今後、市営住宅の一津屋第2団地についても、大規模改修の計画もあるから、こういう背景があるのではないかなど、こういうことも踏まえてのやっぱり説明があるべきだと思います。

その中で、この市営住宅の指定管理事業の管理範囲というのは、例えば、一津屋第1団地、一津屋第2団地、三島住宅というのは、敷地も含めて、あの市営住宅の敷地内の建物及びそういった設備関係は、全て指定管理に委ねているかどうかというのは、お聞かせいただきたいと思います。

また、金額のことになりますと、ほかの所管は、我々、総務建設常任委員会と違いますんで、概要だけ言いますと、正雀市民ルームも、今回は減額になりますね、700万円ほど。温水プールの指定管理事業につきましては、400万円アップになります。体育館の指定管理につきましては、8,000万円近く上がってくるんですね。多分これは、旧味舌小学校の体育館の完成とかもろもろあってと思うんですが、そういったことも含めながら、ご答弁をいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、ご質問にお答えいたします。

まず、スケジュールというところがございます。今、スケジュールなんですけども、ホームページ等で、募集要項や仕様書をお示ししております、ご応募の締め切りが、今月末ごろで、そこから一次審査が9月下旬から10月上旬にかけて一次審査、ご応募のあった方の書類選考をいたします。そ

の書類選考の結果を10月中旬に発表いたしまして、一次審査を突破された方だけに、二次審査のプレゼンテーションという、最後の審査がございます。そのプレゼンテーションが、大体今のところ、10月下旬から11月上旬の予定でございます。ここで、最終的に指定管理候補者を絞りまして、来年3月の議会のほうでご承認いただいて、協定書締結という流れになってまいります。

それと、債務負担行為の金額というところで、一津屋第2団地は、今後、外壁工事等行いますけれども、もちろん外壁工事の金額は指定管理者には関係なく、本市のほうにいたしますもので、指定管理者のほうにお願いするのは、契約の中で、市がやること、指定管理者がやることをはっきり分けておりまして、何点かあるんですけども、大事なポイントは、おおむね30万円以下の修繕は、指定管理者のほうでやってくださいということなので、一津屋第1団地のほうで外壁工事等、いろいろ修繕進んでおりますので、その分、工事の件数は減るであろうというのも、加味しております。

それとあと、範囲ですね。範囲は、指定管理者の中で、建物であったり、市営住宅の敷地、駐車場も含めて、全て管理はさせていただきます。ただ、修繕が発生した場合は、それが30万円以下の修繕でしたら、指定管理者がやってください。それ以上の部分は、市のほうで修繕しますというように運用しています。その中で、市営住宅の一津屋第1団地の外壁修理等は済んでいますので、修繕費も若干下がるというのも加味した上での債務負担行為の金額になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 井口部長。

○井口総務部長 今回、債務負担行為額が前回の5年間と比べて下がっている要因といたしまして、見る範囲が減っているのではないかというご指摘かと思いますが、範囲的には減ったところもございませうけれども、ふえたところもあるという、例えば駐車場については、もう少し有効利用をしていただけないかということで、しっかり募集をかけていただくための動きがありますとか、細かな清掃にも力を入れてもらっていますので、相対的には、やはり経営努力でかなり削減をしていただいているのではないかと考えております。

範囲につきましては、おおむね変わっておりませんので、よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、私のほうからは、債務負担行為の四つの事業に係る全体的な金額の答弁をさせていただきたいと思っております。

指定管理者制度につきましては、市民サービスの向上とともに、それから効率的、効果的な運営という趣旨から導入させていただいております。

ここにつきましては、いろいろ政策推進課も担当課と協議しながら、限度額設定させていただいておりますけれども、もちろん、予算の債務負担行為の限度額については、予算の一部ということで、財政課のほうでも金額の査定をさせていただいております。

いろいろと担当課で効率的な執行ということで、経費節減をしていただいておりますけれども、今回、限度額が上がった要因としては、大きく2点ございまして、まずは、消費税の税率増、それから、最低賃金の増、そういったところになっております。

あと、委員がご指摘の体育施設のところが少し金額的に大きく上がっている部分ですけれども、体育施設につきましては、今回の指定管理から山田川公園の管理運営、これをつけ加えておりますので、大きく金額が上がっているということになっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 市営住宅の指定管理事業だけに限って、今これからの計画スケジュールを伺っているのではなくて、全体的な指定管理を伺っています。これは政策推進課が一定取りまとめた上で、今後行っていくということの中で、ある時期から期間も定めていったんですね。平成31年度からの契約以外は、例えば市営葬儀会館とか斎場、図書館などは時期が一、二年ずれているんですけど、ほかは一斉にもうやられますよね。

今回、この補正予算として四つ上がってきて、6月には、自転車駐輪場関係の条例整備がされて、我々も議会議案として取り扱いもさせていただきました。そのほかの指定管理で、平成31年度から平成35年度の5年間契約していく、その後の指定管理のそういう変更内容関係を議会にいつ提示をしてくれるのか、この四つも入れてね。これ全体的なことを政策推進課に聞いていきたいと思っております。この流れをお聞かせいただきたいと。

それと、市営住宅の指定管理事業、これこそ今からまた川西課長が答弁しようと思っところ、この質問していくんですけど、全体の建物、例えば一津屋第1団地は、今回、大規模改修の外壁整備をやったり、あとポンプ室についても、倉庫になっている。こういったことで経費は削減

できると思うんですね。あと、その集会所関係の管理も、そこに委ねているのかということで、そういうことを伺っているのは、集会所、一津屋第1団地も建設されてもう25年近くたっているんですね。僕も行ったことあるんですけどね。20年から25年たっております。ほんで、あそこが困っているのは、集会所で会議やるというたって、各自治会が、あの近辺は集会所がなくて、鳥飼上の自治会とか親和自治会とか、一津屋第1団地、こういったところで夜警もやったり、いろんな集会所もやった。ところが、ことしの夏、猛暑の中でエアコンが効かんような状況になっていると。そういったところにも、行政として着眼していくことは可能かどうかということですね。これは指定管理では、なかなか無理な部分もありますけど、そういったことを踏まえただ中で、この指定管理者に対する公募のあり方のときに、やっぱりきっちりとした形の中で、私は公募するべきではないかという考えも持っております。

そういったことをきっかけにしながら、体育施設の指定管理事業も、今回の台風にしてでも、地震にしても、避難場所で、体育館にはまず逃げていっている方が少なく、公民館とかコンプラのほうに行かれたんですけど、大きな災害があった場合には、体育館が避難場所となってまいりますね。そういったところにも、今、熱中症対策ということの中で、大きなうねりの中で、そういった空調関係を設置していくところも出てきております。そういった指定管理者を公募するに当たって、そういう市の考え方について、お聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 大西課長。

○大西政策推進課長 そうしましたら、三

好委員の指定管理全体につきましての今年度のスケジュールのご質問について、お答えをさせていただきます。

指定管理につきましては、今年度で5年間で終了となります。公募につきましては、今回の議会で、債務負担行為を提出させていただいております。こちらのほうをご承認いただいた後に、公募の施設につきましては、選定作業に入ってまいりたいと考えております。その後に、選定作業を完了しましたら、第4回定例会のほうで、指定議案で提出をさせていただきたいと考えております。

もう一つ、非公募施設のほうもございません。こちらのほうにつきましては、選定という形はとりませんので、第4回定例会のほうで、債務負担行為と指定議案、両方一緒に提出させていただきたいと考えております。

今年度、委員がご指摘のとおり、指定管理施設がたくさんございます。今年度につきましては、39施設が更新の時期になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、ちょっと個別に、一津屋第1団地の集会所の件でございますが、この集会所、ほかの市内の集会所と同じ位置づけでございますので、例えばエアコンが故障した等でしたら、通常、地元のご負担というふうな形で、市と協議する形になりますので、そこに今のところは指定管理者が入ってくるということは想定しておりません。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 途中、質問の中で、ことしの猛暑のことをご質問させていただき

ました。もちろん、一津屋第1団地、一津屋第2団地とか、三島住宅を含めての集会所は、摂津市の市立集会所と同等の取り扱いという認識は当初からもっております。行政の考え方として、従来がそうであったから、ことしもそうだとということではなしに、やっぱり、今の地球環境など、冒頭、市長もおっしゃっているように、地震があったり、それこそ猛暑、酷暑、こういった風水害があったときの、本当に、施設総合管理でもう一回見直していくとかいろいろやっていますけど、統廃合も含めて。そういうことを待たなしでやらなければならないのが、公共施設というところをしっかりと市民に開放できるようなものにすべきではないかなと。そういう基本的な考えを持った上で、やっぱり指定管理者の公募基準も定められたらどうかなと思っておりますので、そういったことは、まだ第4回定例会に出てくるということなので、期待をして、意見として質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 それでは、議案第66号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、今回の改正経緯をご説明いたします。

平成24年5月に、広島県福山市で発生したホテル火災や、平成25年2月に長崎市で発生しましたグループホーム火災などで複数の死傷者が発生したことを踏まえ、平成25年12月、総務省消防庁から違反對象物に係る公表制度の実施について、通知をされました。本通知を受け、平成26年、まず政令指定都市が条例改正を行い、全国的に制度がスタートし、人口規模に応じて、順次、条例改正がなされてまいりました。

改正の概要であります。不特定多数の方が利用する防火対象物について、重大な消防法令違反がある場合に、建物の危険性に関する情報を公表いたすというものでございます。

現在、消防法令違反が認められる防火対象物につきましては、消防機関が違反是正命令を行った場合は、公示することが義務づけられておりますが、公示に至るまでの間、利用者に当該建物の危険性に関する情報が提供されていないのが現状でございます。

今回の公表の目的につきましては、建物の利用者等が違反等の情報を入手し、利用について判断するなど、防火安全に対する認識を高めることにより、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るものでございます。

それでは、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第47条の3として、新たに条を追加いたすものでございます。

第1項は、新たな公表制度の目的と要件

を規定いたすもので、当該防火対象物の消防用設備等に法令違反がある場合に、その旨を公表することができることとするものでございます。

第2項につきましては、第1項の規定により公表しようとする場合、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することを定めるものでございます。

第3項につきましては、公表の対象となる防火対象物、違反の内容及び公表の手続については、規則で定める旨を規定いたすものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する旨を規定いたすものでございます。

以上、議案第66号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、こちらについては、利用者の危険性の排除というところで公表されるというところですけども、どのような手段で公表を行うのか。つまり、利用者にとって、知らなければ意味がないということだと思わうんですけども、そちらについて、どうお考えかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 それでは、公表制度の公表の手段について、お答えします。

この公表制度は、消防の立入検査において、消防法令違反を確認し、関係者に通知した後、一定期間を経過しても違反が継続しておる場合に公表するものであります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 質問の内容ですけども、手段というところで、どのような形で公表するのか。要は、利用者に知ってもらわなければ、私は、これは危険性の排除という目的を達していないと思うんですけども、それについて、どうお考えかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 明原消防長。

○明原消防長 それでは、公表の手段ということで、簡潔にお答えさせていただきます。

ホームページをもって公表するというところで考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ホームページで公表されるということで理解をいたしました。

現時点で、実際にこれに該当するものが業者、あるいは、そういった施設等があるのか、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 公表制度について、該当する対象物としましては、不特定多数の人が出入りする防火対象物で、例えば病院、診療所、物品販売店、飲食店などでありませ。市内においては303件ございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 施設が303件で、非常に大きな対象物が多いというところの認識ですけども、これについて、どうお考えかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 今、お話ししたのは、公表制度について該当する対象物でありまして、現在、違反物件につきましては、7件が存在しております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 違反物件については7件というところについて、理解をいたしました。

この公表制度に当たって、そういった違反物件をなくしていこうという意図もあると思うんですけども、それについて、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 この公表制度につきまして、違反をなくしていこうということについて、お答えいたします。

市民の方や利用者が、自ら建物の火災危険性に関する情報を得て、利用者が利用するかしないかを判断することができるため、一定の効果はあるものと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

しっかりとこの条例を実施していただきまして、そういった利用者が危険性に当たらないように、しっかりとやっていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 今の経過の中で、対象物は摂津市に303件あって、今、検査をした関係では7件が違反している建物ということが発覚したと。これに対しては、消防としては、改善命令を出しますよね。それで改善をした場合は、その分については公表されないんですか、されるんですかというところが、今回の条例の中での公表の義務として、消防法も建築基準法も変わってきますから、古い建物は、その当時に消

防法などの基準に定まっていますが、また、消防法が変わったら、消防設備もかえなければならぬことが発生しますよ。それを見つけたから、すぐに公表しますなのか、改善をしたら、それはそれでよしとしているのか、こういったところが、この条例の中身のポイントだと思うので、これについて、お答えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 今の質問にお答えいたします。

この公表制度につきましては、特定防火対象物ということで、その建物の中に入出入りする不特定多数の人が対象となっている対象物の中で、それで、重要な消防設備が必要な建物の中から、そういう違反があれば公表するという制度です。

それで、今回、議会のほうで議決をいただきまして、来年の4月1日から施行予定としておりますが、この6か月間におきまして、市民の方、また事業所の皆さんにこういった制度があるということを周知するために、市ホームページとか、あとチラシ等でお知らせして、改善を図っていただくということです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 明原消防長。

○明原消防長 ただいまの答弁に少し補足をさせていただきたいと思います。

制度の施行につきましては、課長が申し上げましたように、平成31年4月1日ということで考えております。現在、ご指摘がありますように、現時点では、7件の違反をされている物件がありますので、それは、担当者間で改善に向けて調整を指導しているところでございます。施行日の来年4月1日には違反がゼロということで、スタートをまず切りたいなということで、

鋭意努力をいたしております。

そして、制度の施行後ですけれども、これは規則のほうに定めてまいります、14日間をもって、公表することということになりまして、スピード感を持って公表する。また、是正が完了しました際には、ホームページから削除していくというような形で、利用者にとってリアルタイムな情報が得られる制度と考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ありますか。

野口委員。

○野口博委員 具体的な問題として、事前に少し説明いただいておりますけれども、摂津市の中で、おっしゃっている特定防火対象物、いわゆる不特定多数が利用する建物が何ぼあって、おっしゃっているように、この屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備など、いわゆる設置義務がある建物が何ぼあって、結果、今のところは7件が法令違反ですよという、その全体像をちょっと数字的に明らかにしていただきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 今の質問にお答えします。

特定防火対象物の数は525件です。それで、公表制度に該当する建物としましては303件です。自動火災報知設備や屋内消火栓も含めて303件です。そのうち、公表制度に違反している建物というのが7件でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 明原消防長。

○明原消防長 ホームページでの公表での問題点ということについて、お答えさせていただきたいと思っております。

先ほどもご答弁申し上げましたが、今回の公表制度の目的は、スピード感を持って、利用者にとってリアルタイムに有用な情報を提供するということが目的でございます。その手段を考えました際には、まずホームページ、ご利用される方の年齢層をいろいろ考慮しない範囲では、ホームページが最適だと考えます。

そこで、問題点が発生しますが、やはりホームページが見にくい市民の方、利用されない市民の方は問題になってくると思いますので、今回は、そういう方に関しては、電話での問い合わせには応じるという形で考えております。ただ、広報での掲載につきましての、これに関しての問題点は、リアルタイムでということに対しての効果が無いと考えておりますので、あくまでも、ホームページを主体として、電話での問い合わせに応じるという形の、リアルタイムに重点を置きたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 いろんな制度の周知徹底について、いつもホームページとおっしゃっているんだけど、何割の方が見ていますかね、ホームページをね。だから、関心があって、この施設が対象かどうかというチェックをするかもしれませんが、なかなかそういう方はいらっしゃいませんよ。少なくとも、毎週、全世帯に配布される広報で、事後であっても、こういうことでしたよと、もしあればね、報告するのが一番だと僕は思っていますけどね。ホームページに頼り過ぎだと思います。検討していただきたいということにしておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

次に、議案第61号の審査を行います。  
補足説明を求めます。

井口部長。

○井口総務部長 それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第61号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明をさせていただきます。

議案参考資料、条例関係の1ページから17ページの新旧対照表をご参照願います。

今回の市税条例の一部改正につきましては、大きく3点ございます。

まず1点目は、市民の福祉の増進や教育研究、また、地域における公益活動などに寄与する団体への寄附金に対しまして、個人市民税を控除するものでございます。これは、団体等が寄附を募り、運営の円滑化と活動の活発化を図ることを目的としております。

対象となる団体につきましては、摂津市内に事務所または主たる活動拠点があり、大阪府の指定を受けた団体で、具体的には、独立行政法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人などがございます。

控除される額につきましては、寄附した額から2,000円を減額した額の6%が翌年の市民税から控除されるものでございます。

次に、2点目は、地方税法の改正により、たばこ税の税率を平成30年10月1日

から3段階で引き上げるものでございます。

市の税率につきましては、平成30年10月1日から1,000本当たり、現行の5,262円を5,692円に、平成32年10月1日からは6,122円に、平成33年10月1日からは6,552円に改定するものでございます。

なお、たばこ1本当たりに換算いたしますと、国、府、市の税率を合わせまして、3段階の改正で3円の引き上げとなります。

本条例の改正につきましては、1回目となる本年10月1日からの引き上げ部分について、改正するものでございます。

3点目は、加熱式たばこについて、新たな区分を設けるとともに、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数に換算する方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とするとの規定の整備でございます。

これは、加熱式たばこと紙巻きたばこの税率の不均衡を是正するためのものでございますが、経過措置といたしまして、この改正は、平成30年10月1日から平成34年10月1日にかけて、5段階に分けて移行することとなっております。

また、紙巻きたばこ三級品、わかば、しんせいなどは激変緩和等の観点から、平成28年4月から平成31年3月までの3段階の経過措置を定め、平成31年4月からは、現行製造たばこの税率5,262円に引き上げる予定であったものを、平成30年度の地方税法の改正により、経過措置期間を平成31年9月まで延長するものでございます。

この三級品たばこの税率につきましては、1,000本当たり現行の4,000

円を平成31年10月から5,692円とするものでございます。

なお、卸売店等の旧税率の在庫に係る手持品につきましては、新税率との差額が発生いたしますことから、手持品課税を実施することを規定いたしております。

その他といたしまして、附則第12条第2項は、都市再生推進法人が立地誘導促進施設協定の目的となる土地に係る都市計画税の課税標準額について、最初の3年間につき、価格の3分の2とする措置を講ずるものでございます。

また、地方税法の改正等に伴う文言のほか、今回の改正に伴う条文の整備等を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、それぞれの施行日と経過措置について定めております。

以上、議案第61号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問させていただきます。

市たばこ税の改正について、お聞きしたいんですけども、毎年のように、たばこの税率が上がっていくということで、消費量が下がり、本市における市たばこ税も減少していくのかなと個人的には思うんですが、今後、たばこ税がどうなっていくか、どのような考えを持っているのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 たばこ税の税率について、今後どうなっていくのかというご質問です。たばこ税につきましては、近年の

健康志向でありましたり、今回の税制改正によりまして、徐々に減っていくものではないかなと考えておりますが、直近の影響額を計算しますと、この10月1日の税率の引き上げによりまして、今年度につきまして、どれほどの増収の見込みになるかというのを計算いたしましたところ、2,300万円の増収見込みを予定しております。これが1年間になりますので、来年以降、4,600万円の増収見込みになる予定です。先ほど申し上げましたように、たばこの消費量は年々減っておりますので、これについては、不確定な要素があると考えております。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 たばこ税なんですが、平成29年度の決算書を拝見させていただきまして、市たばこ税、約7億2,000万円ということで、平成28年度から大幅減額という現状でございます。その中で、本市におきまして、たばこ税のあり方についてどうお考えか。たばこ税の税収はちょっと読みにくい部分もあるのかなと思うんですが、市の考え方をお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 平成29年度の決算で申し上げますと、市税全体の収入は184億3,000万円、そのうち、たばこ税につきましては約7億2,000万円でございます。パーセンテージで言いますと、3.9%となります。

市税の担当といたしましては、このたばこ税については、貴重な財源だと考えております。今後、このたばこ税の推移につきましては、慎重に見守ってまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、私から1点だけ、寄附金に関する税制のところで質問させていただきます。

こちらについて、各団体等に寄附をしたら、所得税等が控除されるというところですけども、実際、現時点で摂津市内におきまして、該当する団体はあるのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 寄附金控除の関係について、ご説明申し上げます。

今回、対象となる団体につきましては、摂津市内に事務所、主たる活動拠点がある団体ということで、大阪府が平成26年に制定されました大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例に基づいて、大阪府の指定を受けた団体について、控除の対象とすることにしております。

現在、市内に大阪府指定の団体はありませんが、対象になる寄附につきましては、団体が大阪府に申請の手続をされた場合、早ければ平成30年中の寄附から対象ということで考えております。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 大阪府の指定が必要というところで認識をいたしました。

せっかく、この制度はとてもよい制度だと思います。各団体の資金を支援するという形でよいと思いますので、具体的に、この制度を実際に実施するに当たって、恐らくこれは自治振興課等との連携になると思うんですけども、制度に該当する団体等にどのように知らせていくのか、お考えをお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 今回のこの条例改正

につきまして、可決いただきました暁には、自治振興課、社会福祉法人等もありますので、それぞれの担当の部分について、こういう制度ができたということを周知してまいります。市民税課から直接お願いすることができませんので、連携をとりながら、団体への周知に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

これらの学校法人等も、それは本市につきましては、人間科学大学等もでございます。市の発展に寄与して、各団体の支援をしっかりと税制の観点からもやっていただければと思います。周知徹底をしていただき、より多くの団体に利用できるようにしていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、1点だけ質問したいと思います。

それは、たばこ税のたばこの定義というんですか、私、たばこを吸いませんので、たばこのことは詳しくありませんけれども、いろいろ分類があると思います。もう少し、その加熱式たばこ、昔は紙巻きたばこが一般的だったと思いますけど、今の市販で出ているたばこ全てが該当になるのか、加熱式たばこの区分というんですか、あるいは定義をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 今回、たばこ税の税率の改正とともに、加熱式たばこですね。世間で言われている電子たばこについても、新たに区分を設けて、紙巻きたばこと同様な形で課税する改正をいたしております。

加熱式たばこにつきましては、2種類の

方式がございまして、直接加熱方式のたばこ、間接加熱方式のたばこ、紙フィルターがあるもの、フィルター等だけであるもの、また、溶液等をまぜながら加熱する方式など、いろいろな方式があると聞いております。

改正後の加熱式たばこの換算方法につきましては、巻紙、フィルター等につきましては、対象から外し、溶液等と葉たばこだけを重量0.4グラムごとに紙巻きたばこに換算して0.5を掛け、小売価格の部分につきましては、紙巻きたばこ1本当たりの平均価格に0.5を掛けたもの、それを合計して、たばこ1本当たりの税を出すような方式に変更されております。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 わかったような、私はちょっと理解しづらいところがあるんですけど、今、電子たばこというのは、基本的にはたばこだという位置づけで捉えたらよろしいのでしょうか。

それで、今ちょっと外れますけれども、摂津市は、一部の地域で路上喫煙禁止区域を指定しており、電子たばこもたばこという位置づけでいいわけですね。ちょっとそれだけ確認で。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 申し上げます。

税法上につきましては、電子たばこについても、たばこに分類されるという形に、今回の改正でされております。

○渡辺慎吾委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 わかりました。ありがとうございました。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口博委員 ちょっと初歩的な質問に

なりますが、先ほど説明の中で、たばこ販売店の手持ちたばこに対する課税について、値上げになったとしても、手持品課税という言い方をされましたけども、販売店から見た場合に、今持っているたばこについて、どういう課税になるのか、ちょっと説明をいただきたいと。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 卸売店等につきましては、旧税率の在庫に係る手持品につきましては、新税率の差額が発生することになります。

○渡辺慎吾委員長 橋本次長。

○橋本総務部次長 たばこ税の課税方式ですが、卸売店等で販売した時点で課税されるのではなく、製造元からおろされたときに、蔵出し課税でまず課税されます。卸売、小売販売店で販売するときに旧税率で仕入れていた在庫で、販売時点で新税率になった場合に、その差額分を改めて、手持品課税として納めていただくことになる部分でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後0時2分 休憩)

(午後0時3分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

委員会を閉会する前に、明日7日の委員会視察についてであります。現在、今夜半から9日の日曜日にかけて、前線の影響で長期間の雨が予想されております。

また、7日については、大雨警報を発表する可能性があるとの予想が大阪管区気象台から発表されています。この場合、ダム事業所も受け入れ困難となる状況が予想されますので、今回の視察は、とりあえず延期し、月末には役員改選もありますので、次の委員に引き継いでいくということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしですね。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後0時5分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 香川 良平